

千葉市分譲マンション相談事業実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、千葉市分譲マンション相談事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 8 条に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 2 この要領において使用する用語の定義は、実施要綱に定めるところによる。

(相談会・アドバイザー派遣の申込)

- 3 相談会の申込みをしようとする者は、次の要件を満たすものとする。
 - (1) 相談会を利用した回数が同一年度当り 3 回以下である市内の管理組合又は分譲マンションの区分所有者等であること。
 - (2) その他市長が必要と認める要件。
- 4 アドバイザー派遣の申込みをしようとする者は、次のいずれかの要件を満たすものとする。
 - (1) アドバイザーが派遣された同一年度当りの回数が 3 回以下である市内の管理組合。
 - (2) 市内の分譲マンションの区分所有者等で構成された組織で市長が認めるもの。

附 則

この要領は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。